

有限会社LUPIN
グループホーム LUPIN平群
認知症対応型共同生活介護(予防)
短期利用認知症対応型共同生活介護(予防)

【重要事項説明書及び利用契約書】

令和6年6月1日改訂

【重要事項説明書】

指定認知症対応型共同生活介護サービスについて、契約を締結する前に知っておいていただきたい内容を説明いたします。わからないこと、わかりにくいことがあれば、遠慮なく質問をしてください。

この「重要事項説明書」は、「平群町指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営の基準等に関する条例（平成24年12月20日平群町条例第22号）」の規定に基づき、指定認知症対応型共同生活介護サービス提供契約締結に際して、ご注意いただきたいことを説明するものです。

1. 事業者

事業者名称	有限会社LUPIN		
代表者氏名	取締役 田中 仁		
開設者氏名	法人本部 王子 泰則		
本社所在地	奈良県奈良市大宮町四丁目275番5号 森村第2ビル301号		
連絡先	電話	0742-33-8850	FAX 0742-30-6586

2. 事業所の概要

(1) 事業所の名称等

事業所名称	グループホームLUPIN平群		
サービス種別	地域密着型共同生活介護(予防)・短期利用地域密着型共同生活介護(予防)		
介護保険指定事業所番号	平群町 2971400227		
事業所所在地	奈良県生駒郡平群町上庄3-7-25		
連絡先	電話番号	0745-45-3511	FAX 0745-45-3581
開設年月日	平成18年2月1日		
敷地概要	敷地面積 743.47 m ²		
建物概要	延床面積	484.84 m ²	鉄骨造 セメント板瓦2階建
居室概要	居室	18室 (全個室)	・ 居室の広さ 8.14 m ²
共用設備概要	居間兼食堂・キッチン・共同浴室(リフト浴)・洗面所・トイレ(6ヶ所)・オートロック(各ユニット出入り扉)・エレベーター・事務所・スタッフルーム		
消防設備	緊急通報装置・消火器・スプリンクラー		
緊急連絡 安否確認	施設内供用設備に緊急コール設置し受信時はスタッフが対応 安否確認は定期的にスタッフが巡回対応		
損害賠償保険	グループホーム協会		
第三者評価機関(評価日)	特定非営利活動法人カラア (平成6年2月)		

(2) 事業所の運営方針

事業の目的	グループホーム LUPIN 平群において実施する、指定認知症対応型共同生活介護事業の適正な運営を確保するために必要な人員及び運営管理に関する事項を定め、事業所の管理者及び計画作成担当者、指定認知症対応型共同生活の介護従業者が、認知症の症状を伴う要介護状態（要支援状態）の利用者に対して、適切な指定認知症対応型共同生活介護を提供することを目的とする。
運営の方針	<ol style="list-style-type: none"> 1. 指定認知症対応型共同生活介護の提供にあたっては、認知症の症状によって自立した生活が困難になった利用者が可能な限り共同生活住居において、家庭的な環境と地域住民との交流のもとで、心身の特性を踏まえ、尊厳ある自立した日常生活を営むことができるよう、入浴、排せつ、食事等の介護その他の日常生活上の世話及び機能訓練等必要な援助を行うことにより、利用者がその有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるよう援助するものである。 2. 事業所は、利用者の意思及び人格を尊重し、常に利用者の立場に立ったサービスの提供に努めるものとする。 3. 事業所は、利用者の認知症の症状の進行を緩和し、安心して日常生活を送ることができるよう利用者の心身状況を踏まえて、妥当適切にサービスを提供する。 4. 事業の実施に当たっては、利用者の所在する市町村、居宅介護支援事業者、地域包括支援センター、他の地域密着型サービス事業者又は居宅サービス事業者、保健医療サービス及び福祉サービスを提供する者、地域住民等との連携に努めるものとする。 5. 指定認知症対応型共同生活介護の提供の終了に際しては利用者又はその家族に対して適切な指導を行うとともに、居宅介護支援事業者などへ情報の提供を行う

(3) 事業所の職員体制

管理者	山内 裕美子
-----	--------

職	職務内容	人員数
管理者	<ol style="list-style-type: none"> 1. 管理者は、本事業所の従業者の管理及び指定認知症対応型共同生活介護の利用の申込に係る調整、業務の実施状況の把握その他の管理を一元的に行うものとする。 2. 管理者は、当該指定認知症対応型共同生活介護事業所の従業者にこの節の規定を遵守させるために必要な指揮命令を行うものとする。 	1名
計画作成者	計画作成者は、適切なサービスが提供されるよう介護計画を作成するとともに、介護老人福祉施設、介護老人保健施設、医療機関等との連絡調整を行う。	1名以上
介護従事者	介護従事者は、利用者に対し必要な介護、世話及び支援を行う。	6名以上 ※1名は計画作成者と兼務

※職員の配置については、指定基準を遵守しています。

(4) 利用定員数

利用定員数	18名 (1階ユニット定員9名・2階ユニット定員9名)
-------	-----------------------------

3. サービス内容 (1) 提供するサービスの内容について

サービス区分と種類	サービスの内容
介護計画の作成	<p>1. 計画作成担当者は、認知症対応型共同生活介護サービスの提供開始時に、利用者の心身の状況、希望及びその置かれている環境を踏まえて、認知症対応型共同生活介護や地域における活動への参加の機会の確保等、他の介護従業者と協議の上、援助の目標、当該目標を達成するための具体的なサービス内容を記載した認知症対応型共同生活介護計画を作成する。</p> <p>2. 計画作成担当者は、それぞれの利用者に応じて作成した介護計画について、利用者及びその家族に対して、その内容について説明し同意を得るものとする。</p> <p>3. 計画作成担当者は、認知症対応型共同生活介護計画を作成した際には、当該認知症対応型共同生活介護計画を利用者に交付するものとする。</p> <p>4. 認知症対応型共同生活介護計画の作成後においても、他の介護従業者及び利用者が認知症対応型共同生活介護計画に基づき利用する他の指定居宅サービス等を行う者との連絡を継続的に行うことにより、認知症対応型共同生活介護計画の実施状況の把握を行い、必要に応じて介護計画の変更を行うものとする。</p>
日常生活上の世話	食事の提供及び介助 身体状態・嗜好・栄養バランスに配慮した食事を提供します。 介助が必要な利用者に対して介助を行います。
	入浴の提供及び介助 入浴の提供を行い、必要な介助を行います。週2回を基本としますが、体調や状態に合わせて清拭などの対応を行う場合があります。
	排せつ介助 利用者の状態に合わせて適切な介助を行います。
	服薬介助 介助が必要な利用者に対して、配剤された薬の確認、服薬のお手伝い、服薬の確認を行います。
	健康チェック 利用者の体調確認を行います。体調不良時は、ご家族、医療機関などへの連絡を行います。
	日常生活の援助 ・洗濯、居室内の掃除、環境整備(ご希望あれば一緒に行います) ・日常のレクリエーション、お誕生日会、季節行事等を行います。
その他留意事項	面会 来訪時は玄関にて来訪者名簿に必要事項を記載下さい。
	所持品の持ち込み 貴金属や貴重品(通帳など)は、お預かりや管理は行いません。 火の出る物の持ち込みは禁止しております。
	外出・外泊 事前にスタッフへ申し出ください。感染症流行時やご家族様で体調不良の方がおられる場合は、外出や外泊をお控えいただくことがあります。
	訪問理美容 料金は個人負担となります。

	居室変更	利用者の身体状態や迷惑行為等が発生した場合は、保証人に連絡した上で居室の変更をさせていただく場合があります。
--	------	--

(2) 介護従業者の禁止行為 介護従業者はサービスの提供に当たって、次の行為は行いません。

- ① 医療行為
- ② 利用者又は家族からの金銭、物品、飲食の授受
- ③ 身体拘束その他利用者の行動を制限する行為（利用者又は第三者等の生命や身体を保護するため緊急やむを得ない場合を除く）
- ④ その他利用者又は家族等に対して行う宗教活動、政治活動、営利活動、その他迷惑行為

4. 虐待の防止について

事業所は、利用者等の人権の擁護・虐待の防止等のために、次に掲げるとおり必要な措置を講じます。

(1) 虐待防止に関する責任者を選定しています。

虐待防止に関する責任者	管理者 山内 裕美子
-------------	------------

(2) 成年後見制度の利用を支援します。

(3) 苦情解決体制を整備しています。

(4) 従業者に対する虐待防止を啓発・普及するための研修を実施しています。

(5) サービス提供中に、当該事業所従業者又は養護者（現に養護している家族・親族等）による虐待を受けたと思われる利用者を発見した場合は、速やかに、これを市町村に通報します。

5. 身体拘束について

事業所は、原則として利用者に対して身体拘束を行いません。ただし、自傷他害等のおそれがある場合など、利用者本人または他人の生命・身体に対して危険が及ぶことが考えられるときは、利用者又は家族に対して説明し同意を得た上で、次に掲げることに留意して、必要最小限の範囲内で行うことがあります。その場合は、身体拘束を行った日時、理由及び態様等についての記録を行います。また事業所として、身体拘束をなくしていくための取り組みを積極的に行います。

- (1) 緊急性……直ちに身体拘束を行わなければ、利用者本人または他人の生命・身体に危険が及ぶことが考えられる場合に限ります。
- (2) 非代替性……身体拘束以外に、利用者本人または他人の生命・身体に対して危険が及ぶことを防止することができない場合に限ります。
- (3) 一時性……利用者本人または他人の生命・身体に対して危険が及ぶことがなくなった場合は、直ちに身体拘束を解きます。

6. 事故発生時の対応

- (1) 事業所は、利用者に対する指定認知症対応型共同生活介護の提供により事故が発生した場合は、平群町、利用者の家族、利用者に係る関係事業者等に連絡するとともに、必要な措置を講じます。
- (2) 事業所は、前項の事故の状況及び事故に際してとった処置について記録します。
- (3) 事業所は、利用者に対する指定認知症対応型共同生活介護の提供により賠償すべき事故が発生した場合は、損害賠償に関する対応を速やかに行います。

7. 緊急時（急変時）の対応（契約書第13条参照）

- (1) 指定認知症対応型共同生活介護の提供を行っている時に利用者の病状の急変、その他緊急事態が生じた

時は、速やかに主治医又は事業所が定めた協力医療機関に連絡する等の措置を講じるとともに、管理者に報告します。また、主治医への連絡が困難な場合は、救急搬送等の必要な措置を講じるものとする。

(2) 利用者が予め指定する連絡先にも連絡します。

緊急時の連絡先

主 治 医	氏 名	
	所属医療機関名	
	所 在 地	
	連 絡 先	
家族等緊急連絡先	氏 名	
	利用者との関係	
	住 所	
	連 絡 先	携帯電話： 自宅　：

8. 秘密の保持と個人情報の保護について

① 利用者及びその家族に関する秘密の保持について	<p>① 事業者は、利用者又はその家族の個人情報について「個人情報の保護に関する法律」及び厚生労働省が策定した「医療・介護関係事業者における個人情報の適切な取扱いのためのガイドライン」を遵守し、適切な取り扱いに努めるものとします。</p> <p>② 事業者及び事業者の使用する者（以下「従業者」という。）は、サービス提供をする上で知り得た利用者又はその家族の秘密を正当な理由なく、第三者に漏らしません。</p> <p>③ また、この秘密を保持する義務は、サービス提供契約が終了した後においても継続します。</p> <p>④ 事業者は、従業者に、業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を保持させるため、従業者である期間及び従業者でなくなった後においても、その秘密を保持するべき旨を、従業者との雇用契約の内容とします。</p>
② 個人情報の保護について	<p>① 事業者は、利用者から予め文書で同意を得ない限り、カンファレンス等において、利用者の個人情報を用いません。また、利用者の家族の個人情報についても、予め文書で同意を得ない限り、カンファレンス等で利用者の家族の個人情報を用いません。</p> <p>② 事業者は、利用者又はその家族に関する個人情報が含まれる記録物（紙によるものの他、電磁的記録を含む。）については、善良な管理者の注意をもって管理し、また処分の際にも第三者への漏洩を防止するものとします。</p> <p>③ 事業者が管理する情報については、利用者の求めに応じてその内容を開示することとし、開示の結果、情報の訂正、追加または削除を求められた場合は、遅滞なく調査を行い、利用目的の達成に必要な範囲内で訂正等を行うものとします。（開示に際して複写料などが必要な場合は利用者の負担と</p>

	なります。)
--	--------

9. 利用料金(下表)

(1) 認知症対応型共同生活介護(予防) 短期利用認知症対応型共同生活介護(予防)

【下表】グループホーム LUPIN 平群 利用料金表 (地域加算: 1単位=10.14円)

○認知症対応型共同生活介護						令和6年6月
介護保険報酬項目	介護度	単位	自己負担金額(1割負担)	自己負担金額(2割負担)	自己負担金額(3割負担)	
認知症対応型共同生活介護Ⅱ (2ユニット以上)	要支援2	749 単位	760 円	1,518 円	2,279 円	
	要介護1	753 単位	764 円	1,527 円	2,291 円	
	要介護2	788 単位	799 円	1,598 円	2,397 円	
	要介護3	812 単位	824 円	1,646 円	2,470 円	
	要介護4	828 単位	840 円	1,679 円	2,519 円	
	要介護5	845 単位	857 円	1,713 円	2,571 円	
短期利用認知症対応型共同生活介護Ⅱ (2ユニット)	要支援2	777 単位	788 円	1,575 円	2,364 円	
	要介護1	781 単位	792 円	1,583 円	2,376 円	
	要介護2	817 単位	829 円	1,656 円	2,486 円	
	要介護3	841 単位	853 円	1,705 円	2,559 円	
	要介護4	858 単位	870 円	1,740 円	2,610 円	
	要介護5	874 単位	887 円	1,772 円	2,659 円	
加算料金						
初期加算		30 単位	31 円	60 円	92 円	
医療連携体制加算Ⅰハ (1日)		37 単位	38 円	75 円	113 円	
認知症専門ケア加算Ⅰ (1日)		3 単位	3 円	6 円	9 円	
サービス提供体制加算Ⅰ (1日)		22 単位	23 円	44 円	67 円	
生活機能向上連携加算Ⅱ (1ヶ月)		200 単位	203 円	405 円	609 円	
科学的介護推進体制加算 (1ヶ月)		40 単位	41 円	81 円	122 円	
高齢者施設等感染対策向上加算Ⅰ(1ヶ月)		10 単位	11 円	20 円	31 円	
協力医療機関連携加算Ⅰ (1ヶ月)		100 単位	102 円	202 円	305 円	
入院時費用(1日) ※1ヶ月に6日を限度として所定単位数に代えて1日につき算定		246 単位	250 円	498 円	749 円	
退居時情報提供加算(1回) ※入院時に医療機関へ情報提供		250 単位	254 円	507 円	761 円	
介護職員等処遇改善加算Ⅰ		総利用単位数に18.6%を乗じた単位数を加算				
看取り介護加算 (1日)	死亡日以前31~45日以下	72 単位	73 円	146 円	219 円	
	死亡日以前4~30日以下	144 単位	146 円	292 円	438 円	
	死亡日以前2日又は3日	680 単位	690 円	1,379 円	2,069 円	
	死亡日	1,280 単位	1,298 円	2,595 円	3,894 円	
入居費用						
保証金		なし				
家賃		50,000円/月(短期入所は日割り計算)				
水道・光熱費		25,000円/月(短期入所は日割り計算)				
日常生活費		20,600円/月(短期入所は日割り計算)				
食材料費		1,650円/日 49,500円/月(朝・昼・夕食の全食欠食の場合のみ1,650円発生なし)				
医療費、個人消耗品等の費用		居宅療養管理指導費、薬代、理美容、オムツなど個人的に使われる嗜好品は実費				

(2) ご利用者が要介護認定を受けていない場合

ご利用者が要介護認定を受けていない場合には、サービス利用料金の全額を一度お支払いいただきます。要支援2または要介護の認定を受けた後、自己負担額を除く金額が介護保険から払い戻されます（償還払い）。利用者からの申出により、償還払いによる保険給付の申請に必要な「サービス提供証明書」（介護サービスの種類・内容・利用単位・費用等を記載）を交付します。

11. 支払方法

お支払い方法は、原則として金融機関口座自動引き落としの方法を取らせていただきます。

1ヶ月毎に計算し、翌月10日頃に当該合計額の請求書を発行いたします。

自動引き落としご利用の場合は、27日（27日が休日又は祝日の場合は翌営業日）に引き落としとなります。

現金支払いの場合は、月末までにお支払い下さい。

指定口座への振込の場合は、指定口座への振込手数料は利用者様負担でお願いいたします。

利用料金の領収を確認させていただいた後、領収書を発行いたします。

（ご利用いただける金融機関）銀行・信用金庫・郵便局・農協等のほとんどの金融機関が可能です。

12. 医療機関や他事業所等との連携

① 指定認知症対応型共同生活介護の提供にあたり、連携している医療機関や訪問看護ステーション、市町村や地域包括支援センター、介護・福祉サービス事業所などとの連携に努めます。

13. サービス提供の記録

① 指定認知症対応型共同生活介護の実施ごとに、サービス提供の記録を行うこととし、その記録はサービスを提供した日から5年間保存します。

② 利用者は、事業所に対して保存されるサービス提供記録の閲覧及び複写物の交付を請求することができます。

14. 非常災害対策

① 事業所に災害対策に関する担当者（防火管理者）を置き、非常災害対策に関する取り組みを行います。
災害対策に関する担当者（防火管理者）職・氏名：（ 執行役員・王子 泰則 ）

② 非常災害に関する具体的計画を立て、非常災害時の関係機関への通報及び連携体制を整備し、それらを定期的に従業員に周知します。

③ 定期的に避難、救出その他必要な訓練を行います。

避難訓練実施時期：（毎年2回 3月・9月）

15. 衛生管理等

① 指定認知症対応型共同生活介護を提供する施設、設備及び備品または飲用に供する水等については、衛生的な管理に努め、又は衛生上必要な措置を講じます。

② 指定認知症対応型共同生活介護において感染症が発生し、又はまん延しないように必要な措置を講じます。

③ 食中毒及び感染症の発生を防止するための措置等について、必要に応じて保健所の助言、指導を求めるとともに、常に密接な連携に努めます。

16. 苦情の受付について（契約書第14条参照）

（1） 提供した指定認知症対応型共同生活介護に係る利用者及びその家族からの相談及び苦情を受け付けるための窓口を設置します。

○ 苦情受付窓口 苦情受付責任者： 山内 裕美子

○ 受付時間 9時00分～18時00分

電話番号 0745-45-3511

(2) 相談及び苦情に円滑かつ適切に対応するための体制及び手順は以下のとおりとします。

○苦情又は相談があった場合、苦情受付責任者は利用者の状況を詳細に把握するよう、必要に応じて状況の聞き取りのための訪問を実施し、事情の確認を行う。

○苦情受付責任者は、把握した状況を管理者及び関係職員とともに検討を行い、対応を決定する。

○対応内容に基づき、必要に応じて関係者への連絡調整を行うとともに、利用者へ必ず対応方法を含めた結果報告を行う。(時間を要する内容もその旨を翌日までには連絡する。)

(3) 行政機関その他苦情受付機関

【市町村の窓口】 〈受付時間〉 8:30~17:15 (土日祝及び年末年始を除く)	平群町役場 住民福祉部福祉課 〒636-8585 奈良県生駒郡平群町吉新 1-1-1 TEL : 0745-45-5872(直通) FAX : 0745-45-0100
【都道府県の窓口】 〈受付時間〉 9:00~17:15 (土日祝及び年末年始を除く)	奈良県 福祉部長寿社会課介護保険室 〒630-8501 奈良県奈良市登大路町 30 TEL : 0742-22-1101(代表) FAX : 0742-27-3075
【公的団体の窓口】 〈受付時間〉 9:00~17:15 (土日祝及び年末年始を除く)	奈良県 国民健康保険団体連合会 〒634-0061 奈良県橿原市大久保町 302-1(奈良県市町村会館内) TEL : 0744-29-8311(代表) FAX : 0744-21-6822

17. 損害賠償について（契約書第 15 条参照）

当事業所において、事業所の責任により利用者に生じた損害については、事業所は速やかにその損害を賠償いたします。守秘義務に違反した場合も同様とします。但し、その損害の発生について、利用者に故意又は過失が認められる場合には、利用者の置かれた心身の状況を斟酌して相当と認められる時に限り、事業所の損害賠償責任を減じる場合があります。

18. サービスの利用に関する留意事項

当事業所のご利用にあたって、サービスを利用されている利用者の共同生活の場としての快適性、安全性を確保するため、下記の事項をお守りください。

(1) 施設・設備の使用上の注意（契約書第 10 条参照）

- 施設、設備及び敷地をその本来の用途に従って利用して下さい。
- 故意に、又はわずかな注意を払えば避けられたにもかかわらず、施設又は設備を壊したり、汚したりした場合には、利用者に自己負担により原状に復していただかなければ、又は相当の代価をお支払いいただく場合があります。
- 当事業所の職員や他の利用者に対し、迷惑を及ぼすような宗教活動、政治活動、営利活動を行うことはできません。

(2) 持ち込みの制限

貴金属や貴重品（通帳など）は、お預かりや管理は行いません。

火の出る物の持ち込みは禁止しております。

(3) 喫煙

原則、禁煙としています。喫煙をご希望の方は事業所にご相談下さい。

19. 当事業所は第三者評価を受けていません。

20. 重要事項説明の年月日

この重要事項説明書の説明年月日	令和 年 月 日
-----------------	----------

上記内容について、「平群町指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営の基準等に関する条例（平成 24 年 12 月 20 日平群町条例第 22 号）」の規定に基づき、利用者に説明を行いました。

事業者	所 在 地	奈良県奈良市大宮町四丁目 275 番 5 号 森村第2ビル 301 号
	法 人 名	有限会社LUPIN
	代 表 者 名	取締役 田中 仁 (印)
	事 業 所 名	グループホーム LUPIN 平群
	説 明 者 氏 名	(印)

上記内容の説明を事業者から確かに受け、内容について同意し、重要事項説明書の交付を受けました。

利用者	住 所	
	氏 名	(印)

代理人 (代筆者)	住 所	
	氏 名	(印)

身元保証人	住 所	
	氏 名	(印)

【利用契約書】

_____様（以下「利用者」という。）とグループホーム LUPIN 平群（以下「当事業所」という。）において提供される認知症対応型共同生活介護サービスについて、次のとおり契約（以下「本契約」という。）を締結します。

第1条（契約の目的）

当事業所は、要支援2・要介護状態と認定された認知症状を有する利用者に対し、介護保険法令の趣旨に従って、利用者が可能な限り共同生活住居において、その有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるよう、認知症対応型共同生活介護サービスを提供する。利用者及び利用者の身元保証人（以下「身元保証人」という。）は、当事業所に対し、そのサービスに対する料金を支払います。

第2条（契約期間・身元保証人）

- 1 本契約の有効期間は、要介護認定の有効期間満了日までとする。
令和 年 月 日から 令和 年 月 日まで
- 2 契約満了日の7日前までに利用者又は身元保証人から事業所に対して、文書による契約解除の申し出がない場合、かつ、利用者が要介護認定の更新で要支援2・要介護者（要支援2～要介護度5）と認定され、入居契約が必要とされた場合、契約は自動更新されるものとします。

第3条（身元保証人）

- 1 入居時に身元保証人を1名たてるものとする。
- 2 身元保証人は、本契約に基づく利用者の事業所に対する責務について連帯責務者となると共に、事業所が必要ありと認め要請したときはこれに応じて事業所と協議し、身上監護の関する決定、利用者の身柄の引き取り、措置財産の引取り等を行う責任を負う。
- 3 身元保証人は、事業所に関する経済的・身体的な事項に対して責任を負うものとする。
- 4 身元保証人の住所・氏名の変更及びその他理由により身元保証人を変更する場合は速やかに事業所にその旨を申し出るものとする。
- 5 利用者及び身元保証人は、認知症対応型共同生活介護サービスに関して以下の義務を負います。
 - (1) 利用者の能力や健康状態についての情報を正しく事業所に提供すること。
 - (2) 他の利用者やその訪問者及び事業所の職員の権利を不当に侵害しないこと。
 - (3) 事業所が提供するサービスに異議がある場合は速やかに事業所に知らせること。
 - (4) 市町村及び介護保険その他省令に基づくグループホームの立ち入り検査について利用者及び身元保証人は協力すること。

第4条（認知症対応型共同生活介護計画）

- 1 利用者の日常生活全般の状況及び希望を踏まえ、認知症対応型共同生活介護計画を作成します。
- 2 認知症対応型共同生活介護計画について、利用者及び扶養者に対して説明し、同意を得た上で決定するものとします。
- 3 利用者に係る認知症対応型共同生活介護計画が変更された場合、もしくは利用者及び身元保証人の要請に応じて、認知症対応型共同生活介護計画について変更の必要があるかどうかを調査し、その結果、認知症対応型共同生活介護計画の変更の必要があると認められた場合には、利用者及び身元保証人と協議して、認知症対応型共同生活介護計画を変更するものとします。

- 4 認知症対応型共同生活介護計画を変更した場合には、利用者に対して書面を交付し、その内容を確認するものとします。

第4条（サービス提供の記録）

- 1 利用者の認知症対応型共同生活介護サービスの提供に関する記録を作成し、その記録を当該記録に基づくサービス終了後5年間は保管します。
- 2 利用者が前項の記録の閲覧を求めた場合には、原則としてこれに応じます。但し、身元保証人やその他の者に対しては、利用者の承諾、その他必要と認められる場合に限り、これに応じます。

第5条（利用料金）

- 1 利用者及び身元保証人は、連帯して当事業所に対し、本契約に基づく認知症対応型共同生活介護サービスの対価として、重要事項説明書に定める利用単位ごとの料金をもとに計算された月ごとの合計額(法定代理受領分として介護報酬告示上の額の1割から3割負担分)、食材費・居室利用料・水道光熱費・日常生活費等、及び利用者が個別に利用したサービスの提供に伴い必要となる額の合計額を支払う義務があります。但し、当事業所は、利用者の経済状態等に変動があった場合、上記利用料金を変更することができます。
- 2 利用者又は身元保証人が指定する送付先に対し、前月料金の合計額の請求書及び明細書を、毎月10日以降に送付し、利用者及び身元保証人は、連帯して当事業所に対し、当該合計額をその月の末日までに支払うものとします。金融機関からの引き落としの場合は毎月27日(金融機関が休みの場合は翌営業日)に引き落とします。
- 3 利用者又は身元保証人から、第1項に定める利用料金の支払いを受けたときは、利用者又は身元保証人が指定する送付先に対して領収書を送付します。

第6条（料金の変更）

- 1 利用者に対して、1ヶ月前までに文書で通知することにより利用料及び食費等の単価変更(増額又は減額)を申し入れることができます。
- 2 利用者が料金の変更を承諾する場合、当事業所より利用者又は身元保証人に対して、新たな料金を提示した上で、同意をいただきます。これにより、以後は新たな料金体系が適用され、本重要事項説明書及び本契約書はその限りにおいて当然に変更されるものとします。
- 3 利用者は、料金の変更を承諾しない場合、当事業所に対し文書で通知することにより本契約を解約することができます。

第7条（当事業所及びサービス従事者の義務）

- 1 当事業所及び介護従事者は、サービスの提供にあたって、利用者の生命、身体、財産の安全・確保に配慮するものとします。
- 2 当事業所は、サービス提供時において、利用者に体調不良や病状の急変が生じた場合その他必要な場合は、速やかに主治医への連絡を行う等の必要な措置を講じるものとします。

第8条（守秘義務及び個人情報の保護）

当事業所及び介護従事者は、業務上知り得た利用者及び身元保証人ならびにその家族等に関する秘密を、正当な理由なく第三者に漏らしません。なお、この守秘義務は利用終了後も継続されます。但し、次の各号についての個人情報提供については、利用者又は身元保証人からあらかじめ同意を得た上で行います。

※「個人情報」とは、利用者個人に関する情報であって、特定の個人が識別され、又は識別され得るものといたします。

1 使用する目的

- ① 介護保険サービスの利用のための市町村、居宅介護支援事業者又は地域包括支援センターその他のサービス事業者等への情報提供、あるいは、適切な在宅療養のための医療機関等への療養情報の提供を行う場合。
- ② 介護保険サービスの質の向上のための学会、研究会等での事例研究発表等での使用。なお、この場合でも、利用者個人を特定できないように仮名等を使用することを厳守します。

2 使用にあたっての条件

- ① 個人情報の提供は、前項に記載する目的の範囲に留め、情報提供の際には関係者以外には決して漏れることのないように細心の注意を払うこと。
- ② 当事業所は、個人情報を使用した会議、相手方、内容等を記載しておくこと。

3 個人情報の内容（例示）

- ① 氏名、住所、健康状態、病歴、生活状況その他一切の契約者や家族個人に関する情報。
- ② 認定調査票（項目及び特記事項）、主治医意見書、介護認定審査会における判定結果の意見。
- ③ その他の情報。

第9条（利用者のサービス利用上の注意義務等）

- 1 利用者は、当事業所の施設、設備及び敷地をその本来の用途に従って、利用するものとします。
- 2 利用者は、当事業所の施設及び設備について、故意又は重大な過失により滅失、破損、汚損もしくは変更した場合には、自己の費用により原状に復するか、又は相当の代価を支払うものとします。
- 3 利用者の心身の状況等により特段の配慮が必要な場合には、利用者及び身元保証人等と当事業所との協議により、当事業所の施設、設備の利用方法等を決定するものとします。

第11条（利用者からの契約解除）

利用者及び身元保証人は、当事業所に対し、利用中止の意思表明をすることにより、本契約に基づく認知症対応型共同生活介護サービスの利用を解除することができます。なお、この場合、利用者又は身元保証人は、解約の1ヶ月前に当事業所に連絡するものとします。但し、利用者が正当な理由なく、利用契約期間中に契約解除を申し出た場合については、原則、解約される月末までの入居費用を当事業所にお支払いいただきます。

第12条（当事業所からの契約解除）

当事業所は、利用者及び扶養者に対し、次に掲げる場合には、本契約を解除・終了することができます。

- ① 利用者が要介護認定において要支援1・自立と認定された場合。
- ② 利用者がお亡くなりになった場合。
- ③ 利用者及び身元保証人が、本契約に定める利用料金を2ヶ月分以上滞納しその支払を督促したにもかかわらず14日間以内に支払われない場合。
- ④ 利用者の病状、心身状態等が著しく悪化し、当事業所での適切なサービスの提供を超えると判断された場合。
- ⑤ 利用者が病院または診療所に入院後2ヶ月を経過しても退院できないことが明らかになった場合。協議の上、契約の解除又は続行を検討するものとする。

- ⑥ 利用者又は身元保証人、その他の家族などが、当事業所、当事業所の職員又は他の利用者に対して、利用継続が困難となる程度の信頼関係の破壊、背信行為又は反社会的行為を行った場合。
- ⑦ 利用者又は身元保証人が反社会的勢力に属すると判明した場合。
- ⑧ 天災、災害、施設・設備の故障、その他やむを得ない理由により利用させることができない場合。
- ⑨ 利用者が日常生活において認知症状が著しく進行し異常行動が見受けられる場合。
- ⑩ 利用者が暴力的な行為等により他の入居者の生活、又は健康に重大な影響を及ぼすおそれがある場合。

第 13 条（緊急時の対応）

- 1 当事業所は、利用者に対し、当事業所の管理者、連携している看護職員又は主治医の判断により受診が必要と認める場合、協力病院又は利用者が指定する医療機関に診療を依頼することができます。
- 2 前項のほか、認知症対応型共同生活介護サービス利用中に、利用者的心身の状態が急変した場合、当事業所は利用者及び身元保証人が指定する者に対し、緊急に連絡します。

第 14 条（要望又は苦情等の申出）

利用者及び身元保証人は、当事業所の提供する認知症対応型共同生活介護サービスに対しての要望又は苦情等について、相談担当者に申し出ることができます。

第 15 条（賠償責任）

- 1 認知症対応型共同生活介護サービスの提供に伴って、当事業所の責に帰すべき事由によって、利用者が損害を被った場合、当事業所は利用者に対して損害を賠償するものとします。
- 2 利用者の責に帰すべき事由によって、当事業所が損害を被った場合、利用者及び身元保証人は、連帶して当事業所に対して、その損害を賠償するものとします。

第 16 条（免責される場合）

当事業所は、次の各号に該当する場合には、損害を賠償する責任を一切負いません。

- ① 利用者及び身元保証人が、契約締結時にその心身の状況及び病歴等の重要事項について、故意にこれを告げず、又は不実の告知を行ったことに起因して損害が発生した場合。
- ② 利用者が、サービスの実施にあたって必要な事項に関する聴取・確認に対して故意にこれを告げず、又は不実の告知を行ったことに起因して損害が発生した場合。
- ③ 利用者の急激な体調の変化等、当事業所の実施したサービスを原因としない事由に起因して損害が発生した場合。
- ④ 利用者が、当事業所もしくはサービス従事者の指示・依頼に反して行った行為に起因して損害が発生した場合。
- ⑤ 前各号のほか、損害の発生につき当事業所の責に帰すべき事由のない場合。

第17条（居室について）

1 居室の変更

利用者の身体的状態の変化、又は迷惑行為が発生した場合、身元保証人に連絡をした上で、居室の変更ができるものとする。

2 模様替え等の制限

その居室を造作・模様替えする場合は施設の許可を得るものとする。居室の造作・模様替えの費用は、乙の負担とする。

3 原状回復の義務

契約解除時、利用者の責任により、居室の模様替え及び居室の汚損等があった場合は利用者又は身元保証人の負担において現状回復するものとする。

4 残置物の引き取り

退居時は、退居後10日以内に居室内自己所有物を引き取り、居室を引き渡さなければならない。

第18条（協議事項）

本契約に定められていない事項について問題が発生した場合には、当事業所は介護保険法令その他諸法令に定めるところにより、利用者又は身元保証人と当事業所が誠意をもって協議して定められることとします。

第19条（裁判管轄）

利用者及び身元保証人は、本契約に起因する紛争に関し、訴訟提起の必要が生じた場合は、奈良地方裁判所を専属的合意管轄裁判所とすることに合意します。

利用者及び身元保証人は、認知症対応型共同生活介護サービスの提供開始にかかる重要事項説明書及び契約書についての説明を受け、これらについてよく理解をした上で同意し、認知症対応型共同生活介護サービスの提供に関する契約を締結します。

また、利用者及び身元保証人は、重要事項説明書 項目 8 及び契約書 第 8 条に定める利用者及びその家族の個人情報についての取扱いについて理解した上で、その使用について同意します。

本契約を証するため、本書 2 通を作成し、利用者又は身元保証人及び当事業所が記名捺印のうえ、各 1 通を保有するものとします。

令和　　年　　月　　日

(利用者)

住所

氏名

印

(上記代理人：代筆者)

住所

氏名

印

利用者との関係

(身元保証人)

住所

氏名

印

利用者との関係

(事業者)

住所　　奈良県奈良市大宮町四丁目 275 番 5 号
　　　　森村第 2 ビル 301 号

名称

有限会社 L U P I N

印